

地域密着型サービス等整備事業者の再公募について

1. 概要

第9期野洲市介護保険事業計画(令和6～8年度)介護施設整備につきまして、事業者の公募に際し、市有地の買受を要件に付すこととし、再公募に向けて調整しています。

2. 経緯・理由

公募時期	条件
令和6年 7月1日～7月25日	【対象事業】地域密着型介護老人福祉施設、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の4事業(介護施設)全てを一体整備 【場 所】市内全域
令和6年 9月2日～10月31日	【対象事業】4事業(介護施設)を個別整備も可 【場 所】市内全域

【原因分析】・大規模施設の運営基準をクリアできるだけの人材確保が困難である

・市内に適当な整備地の確保が困難である

【現状分析】・特養関連事業については一定充足の見込みがある

・認知症高齢者は今後増加し続けることが予測される

《令和6年度第3回野洲市介護保険運営協議会(令和7年2月19日開催)で承認》

【対象事業】(介護予防)認知症対応型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護の2事業

【場 所】上屋の市有地を活用(貸し付けを検討中)

※ 公募要件について、改めて本運営協議会でご報告することとなっております。

3. 整備概要

(1) 対象の整備事業：

① (介護予防)認知症対応型通所介護(最大定員12人)

② (介護予防)認知症対応型共同生活介護(最大定員18人)

①及び②を
必ず整備すること

(2) 整備時期

令和8年度中に施設整備の着工をし、年度内の完成・開所を目指します。

(3) 市有地(売却予定地)：

所在地	地目	面積
上屋 1372 番地 62	雑種地	1,782.20 m ²
上屋 1372 番地 63	宅地	512.39 m ²
合計		2,294.59 m ²

※ 旧文化財倉庫(平成 31 年2月解体)及び
旧新上屋自治会館(令和3年 11 月解体)跡地

※ 市街化区域、一種住居地域

※ 上屋 1372 番地 63 のうち、防災行政無線の維持管理に必要な範囲約 13 m²は分筆し、売却しません(市有地)。



4. 最低売却価格

〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

※公有財産審議委員会に諮り確定予定。

※不動産鑑定依頼し、2者の鑑定評価額のうちいずれか高い額とします。

5. 実施形式

(1) 募集方法：公募型プロポーザルにより事業提案募集を行います。

(2) 選考方法：市有地の買受希望価格及び事業提案の内容をもとに審査を行い、最も優れた事業者を選定します。

6. スケジュール(予定)

令和7年8月	21 日(木)	提案募集の公告
10 月	1 日(水)	質疑受付締切
10 月	8 日(水)	参加申込書受付締切
10 月	21 日(火)	事業提案書提出締切
10 月	28 日(火)	プレゼンテーション及びプロポーザル審査会
11 月	6 日(木)	選定業者の決定、結果通知及び公表

令和6年7月12日

告示第135号

(設置)

第1条 第9期野洲市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス等整備事業を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を厳正かつ公平に決定するため、野洲市地域密着型サービス等整備事業者選定に係るプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）
- (2) 健康福祉部次長（高齢者・子育て支援担当）
- (3) 介護保険課長
- (4) 高齢福祉課長
- (5) 野洲市介護保険運営協議会の地域密着型サービス運営会議の委員（左のうち若干人）

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第2項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、前条第2項第2号に掲げる職にある者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、会議の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月12日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、当該プロポーザルに係る業務の契約の締結をした日をもって、その効力を失う。